



- 他業界の変化から自分の組織の在り方を考える
- 認定医療法人制度が拡充されました
- 広大地の評価方法が改正されます
- 新卒学生の就活動向
- 日本人が 11 年連続で受賞する「イグ・ノーベル賞」

他業界の変化から自分の組織の在り方を考える

長野県でも書店が減り続けていますが、米国でも業界 2 位だったボーダーズ・グループが破綻し、米国最大の書店バーンズ・アンド・ノーブルに買収されました。

日本では百貨店やスーパーの決算は概ね振るわなく、楽天をはじめとしたネット活用型の業態は好調な決算です。これらの企業の扱っている商品やサービスに目を凝らすことが重要だと感じます。アマゾンであれば、本だけでなく他の品揃えで自社が関われる部分はないか、逆にマイナスの影響を受けることはないか注視する必要があります。

書店は低迷していますが、ヤマトに代表されるように配送網や集金代行サービスも存在しているため、今から書店の業界に参入することも可能なのです。長野県の若い起業家が中古本をネットで販売する仕組みを成功させている例があります。ネットと配送集金代行システムという社会インフラの整備は、多品種少量の商品サービスでも利益を出せる商売の仕組みを提供してくれています。「ロングテール」という言い方をしますが、まさにアマゾンは通常の店舗では扱いにくい回転率の低い商品の寄せ集めで利益を出す体制を実現しています。

ところで、デパートといえは 1673 年に三井高利が創業した呉服商「越後屋」が起源です。越後屋は、それまでの商売の手法を革新して定価販売、店頭売り、現金商売という手法により大成功したのです。

次に歴史ある書店といえは丸善ですが、福澤諭吉の教えをヒントに、元々は岐阜県の医師だった早矢仕有のが日本で最初に株式会社の仕組みをしっかりと経営に活かした会社としても著名です。

イオンなどのスーパーでもネットで商品を宅配するようになってきており、様々なサービスの仲介もしています。賛否両論はありますが葬儀の仲介まで始めています。

新聞については、米国ではアップルの iPad 専用の新聞「ザ・デイリー」が好調です。紙媒体に必要な印刷や運搬にかかる経費が必要ないため、低価格を実現できるのです。雑誌媒体でも定期購読方式が伸びており、ネットを活用した定期的に購入するスタイルは様々な業界に影響を与えることと思います。消費者の買い物の手間を省くために、ネットスーパーや通販でも定期購入を指定できるようになってきています。消費には、消費者にとって楽しいもの(ディズニーランドやホテル・旅館などのサービス等)と苦痛なものがあり、販売方法の見直しも必要かもしれません。昔の御用聞きセールスはまさにこうした定期購入へのサービスだったのです。

ネットの更なる普及、日本の人口減少、世界の人口増大、その中で我々の組織はどう勝ち残っていけばよいのか。マイクロソフトのビルゲイツは「我々は 2 年から 3 年の変化を大きく感じすぎ、5 年から 10 年単位で起こる変化に無頓着である」と述べています。我々組織経営者の責任は、変化に対応できる、機会を活かすことができる、自ら学習し続ける組織を作り出すことに尽きると思います。他業界の変化を因数分解し、その要素が自分の業界には将来に渡り、影響を受ける事はないのか再考したいものです。



成迫 升敏

認定医療法人制度が拡充されました

平成 29 年 10 月より医療法人の持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(以下「認定医療法人制度」)が 3 年間延長され(平成 32 年 9 月まで)、要件も緩和されました。これから事業承継を迎える持分ありの医療法人には朗報です。

持分あり医療法人の相続税・贈与税の問題

持分ありの医療法人は、長年の経営努力により医療法人の資産が積み重なっていくと、出資金の相続税評価額が当初の金額から何十倍にも膨れ上がってしまい、事業承継で子息などへ出資金を移す際に多額の相続税・贈与税を負担することになり、医療経営の継続の大きな障害となっていました。

そこで、厚生労働省は平成 26 年 10 月に持分なし医療法人へ移行する場合、相続税・贈与税の負担を免除する「認定医療法人制度」を作り、持分なし医療法人への移行を図っていました。しかし、この制度が利用されたのは 4 万件もの持分あり医療法人のうち、わずか 61 件しかありませんでした()。

H28.9 月時点

認定医療法人制度の仕組みと問題点

認定医療法人制度を受けた場合の流れは、以下のようになっています。

移行計画の認定を受ける
納税猶予を受ける(計画に基づき出資金を相続・贈与した場合)
一定の期間内に投資持分の払戻請求権を放棄する
後継者の納税が免除される



払戻請求権を放棄する()と、医療法人から見れば投資持分を払い戻す必要がなくなるため、経済的利益を受けたことになります。大変厳しい「非課税基準」を満たさない場合には、医療法人に贈与税が課せられてしまうという問題点がありました。

改正内容

今回の改正により、今までの「非課税基準」が廃止となり、認定の際の要件として新たに「運営適正性要件」が追加されました。今後は、この要件を満たして認定を受ければ、医療法人に対して贈与税は課税されなくなります(ただし、認定要件の 6 年間の維持が条件です)。

今までの「非課税基準」と「運営適正性要件」の違いは以下の通りです。

	非課税基準(従来)	運営適正性要件(改正後)
共通項目	法人関係者に特別の利益を与えないこと 役員報酬等について不当に高額なら ないよう基準を定めていること 社会保険診療に係る収入が 全体の 80%超であること	自費患者に対する請求金額が保 険診療と同一であること 医業収入が医業費用の 150%以 内 法令に違反する事実がないこと
特有項目	・ 理事 6 人、監事 2 名以上であること ・ 役員の親族が 1/3 以下であること ・ 医療機関名を医療計画へ記載すること	・ 毎会計年度末における遊休財産額が、損益計算書の事業費用の額を超えていないこと ・ 株式会社等に特別の利益を与えないこと

改正後は、役員の親族要件と医療計画への記載の要件がなくなり、かなりハードルが下がりました。一方、遊休財産額についての制限が新たに設けられ、余剰資金が蓄積されている場合は注意が必要です。

移行の際はよく検討を

事業承継に伴う相続税・贈与税の負担は大きな問題ですが、払戻請求権がなくなるため、退社時に出資持分の請求ができないなど持分なし医療法人にもデメリットがあります。また、持分なしに移行した後は持分あり医療法人には戻れないので、移行の際はよく検討をする必要があります。事業承継のご相談は、弊社担当者までお声掛けください。

江塚 善彦

広大地の評価方法が改正されます

平成 28 年 12 月に国税庁から発表された「平成 27 年分の相続税の申告状況」によると、平成 26 年は 100 人中約 4 人の方が相続税申告の対象者になっていましたが、平成 27 年は 100 人中約 8 人の方が相続税申告の対象者になったそうです。申告割合が倍増した要因は、相続財産から控除できる金額(基礎控除額)が平成 27 年より大幅に引き下げられたことが影響したと考えられます。また、相続財産のうち、約 4 割が土地で占められています。そのような状況の中、平成 30 年 1 月 1 日から広大地(原則、地積()が 1,000 m²以上で戸建て住宅を建てるのに適している土地)の評価方法が改正されます。今回は、広大地の評価方法の改正についてご紹介します。

地積：土地の面積のこと

土地の相続税評価額の算出方法と広大地評価

相続税評価額(土地の評価額)は、

原則：1 m²当たりの単価(路線価) × 地積(面積) = 相続税評価額

で計算されるため、地積が広い土地ほど、相続税評価額も多額になります。

また、地積の広い土地が広大地評価できる土地に該当すれば、通常、相続税評価額 5,000 万円の土地が、3,000 万円になる場合もあります。つまり、広大地評価ができる土地なのかそうでないかは、相続税評価額や相続税額に大きな影響を与えることになります。

今回の広大地の評価方法の改正によって、形状のよい土地は、相続税評価額が改正前より高くなる傾向になります。一方、形状の良くない土地は、改正による影響はあまりないようです。



事例紹介

(事例条件)

1 m²当たりの単価(路線価)
50,000 円
地積：30m × 40m = 1,200 m²
形状の良い土地である

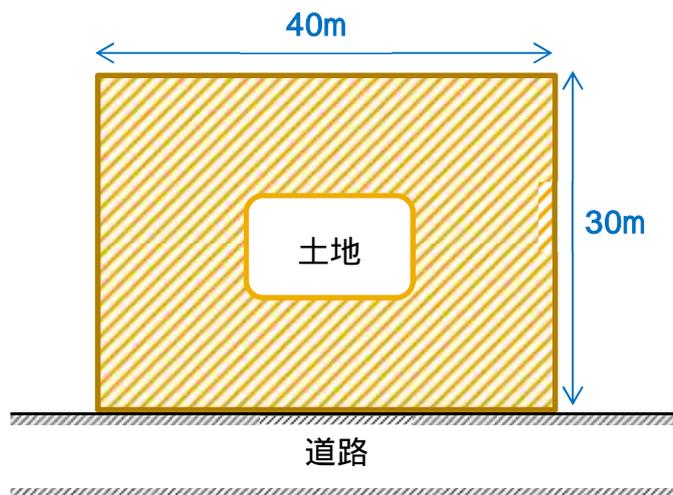


表 広大地該当の可否、改正前後における相続税評価額比較 (単位：円)

広大地に該当しない場合	広大地に該当する場合		増加額 (-)	増加率
	改正前評価額	改正後評価額		
58,800,000	32,400,000	45,864,000	13,464,000	42%

上記の事例の場合、広大地に該当しない場合には、相続税評価額約 5,900 万円になり、広大地に該当する場合には、相続税評価額が約 3,300 万円(改正前)になります。

また、形状の良い土地であるため、改正後の相続税評価額は約 4,600 万円となり、改正前後で相続税評価額が約 1,300 万円増加する結果になりました。形状の良い土地の場合には、事前に生前贈与や相続時精算課税制度の利用などを含めて検討することで相続税の節税ができる可能性があります。

今回の改正は、広大地の評価方法以外にも広大地の適用要件も改正されていますので、過去に相続税申告で広大地の適用を受けた場合や広大地の適用ができそうな地積の広い土地のお持ちの方は、検討していただければと思います。

五味 淳一

新卒学生の就活動向

来年 2018 年 4 月入社予定の新卒学生の就職活動もおおむね落ち着いてきたことと思います。

表 3 年間の 8 月時点学生内定率の推移(カッコ内前年比)

2016 年卒	2017 年卒	2018 年卒
69.1%	77.5%(+8.4%)	88.3%(+10.8%)



上表のように、近年、年を追うごとに内定取得率が上がってきており、多くの企業が新卒学生の確保に積極的であることがうかがえます。しかし大手企業やメガバンクなど、知名度が高く、誰でも聞いたことのある企業においては上記数値の通り、多くの新卒学生を確保できているようですが、中小企業で且つ地方の企業にとっては相変わらず苦戦を強いられています。弊社でも予定している採用人数を確保できず困惑しています。

そのような状況の中で、地方の中小企業がいかにして優秀な学生を取り込んで、自社の採用につなげていくのかについて、今回はインターンシップの可能性について触れてみます。

魅力あるインターンシップを通じて、早期に学生と接触する

基本的にインターンシップに参加する学生というのは、4 年制大学であれば 3 年生、短大・専門学校であれば 1 年生という来年就職活動を控えた学生が対象となり、インターンシップの目的は『職業体験を通じて自身の視野を広げ、就職活動に役立てる』こととなっています。近年、早期に学生に接触しようと、数多くの企業でインターンシップを開催しています。しかし一部の企業では学生との接触を目的としてしまい、本来の職業体験ではなく選考の一環としている企業もあると聞きます。一方学生側では、とある調査によると、インターンシップへの参加目的は「企業、業界、職種」を知るため、ということが大半となっていました。学生はインターンの本来の目的である職業体験を通じて、その業界、企業などを知りたいと思って参加しているが、受け入れる企業側の中には職業体験ではなく自社の企業説明で終わってしまうケースもあるようです。

私も弊社の採用担当をしており、インターンシップを通じて、学生の反応を見ていますが、参加する学生は「自分の見識や職業選択の幅が広がるような、それまでの学生生活では経験できない職業体験」に非常に満足感を感じているようです。

弊社の場合は、ある企業様にご協力いただき、実際の決算書を見ながら分析したり、実際に経営者様の店舗に訪問して、コンサルティングを体験してみるなどの経験が、学校の教科書には載っていない本来の職業体験として響くのではないかと感じます。また、インターンシップ中、学生との対話を通して今勉強していることや今までの経験が、どのように社会に役に立つのか、会社の中で活かせるのかを伝えていくと、今の自分に自信を持ち、企業に対する興味が湧いてくるようです。

インターンシップは学生に対する採用活動の一環として位置づけられていますが、採用活動という部分だけでなく、本来の目的である職業体験に目を向け、その内容は学生にとって魅力的であるか、学生生活では体験できないような気づきが提供できるかということ突き詰めて検討していくことが、学生にとって魅力あるインターンシップに繋がり、結果的に自社の採用に繋がっていくことと思います。

山下 大輔

日本人が 11 年連続で受賞する「イグ・ノーベル賞」

10 月はノーベル賞月間です。今年、日本人受賞者はいませんでした。日本生まれの英国人カズオ・イシグロさんが文学賞を受賞したことに親近感を覚えました。その一方でノーベル賞のパロディー版「イグ・ノーベル賞」は今年も日本人が受賞。実に 11 年連続で栄誉(?)に輝いています。「人を笑わせたり、考えさせてくれる」といったユニークな研究に対して贈られる「イグ・ノーベル賞」を継続受賞しているのは日本と英国で、「奇人変人であることを誇りとする国」らしく「そんなしょうもないことを」というような研究が許される土壌があるようです。どちらも島国なので共通項があるのかもしれませんが。過去には犬の言葉を翻訳する「パウリングル」の発明やハトが寄りつかない銅像の分析から鳥よけの合金を開発するなど暮らしを明るくしてくれる研究もあります。人と違う面白いことをしたい、疑問に思ったら何でも突き止める、そんな創造力が“変わった人”を生むのでしょうか。

高木 幹夫
(以上)